

# 奈良工業高等専門学校教員評価規程

令和6年2月8日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員が、自らの職務に目標を設定して取り組むことで、課題の発見と改善に努め、優れた点を更に伸ばす取組につなげ、意識改革及び能力向上を図るとともに、業績評価の結果を給与等に反映することにより、職務遂行に対する意欲を高め、教育研究その他の活動の活性化及び質の向上を図ることを目的として実施する教員評価に関し、必要な事項を定める。

## (評価の対象)

第2条 評価の対象となる教員は、本校に常時勤務する教員のうち、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則の適用を受ける教授、准教授、講師、助教（以下「対象教員」という。）とする。ただし、特別な事情がある場合は、校長が別に定めるところにより、対象教員の範囲を変更することができる。

## (評価の実施)

第3条 評価は、毎年4月における計画書および翌年3月の自己評価書をもって実施する。ただし、評価実施年度の4月1日において、対象教員としての在職期間（以下「在職期間」という。）が6月未満の者の最初の評価は、在職期間が6月を経過した日の属する年度の翌年度に実施する。

2 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、評価実施年度の前年度の4月1日からその年度の3月31日までの在職期間とする。ただし、評価期間における在職期間が6月に達しない者にあつては、対象教員となった日から在職期間が6月を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

## (評価の基準)

第4条 教員評価は、諸活動の実績及び対象教員が評価期間の開始時に設定した業務分野の目標に対する達成状況をもって、対象教員個人の活動状況を評価するものとする。

## (評価項目分類)

第5条 評価は、原則として次の各号に掲げる項目分類により実施する。

- 一 教育活動
- 二 学生指導
- 三 研究活動

#### 四 校務

#### 五 社会活動・教員FD

- 2 前項にかかわらず、校長は、対象教員の職務内容に応じて、前項に代わる評価項目分類を定め、又は前項各号に定めるもののほか必要と認める評価項目分類を加えて教員評価を実施することができる。

#### (フィードバック)

第6条 校長は、自己評価のフィードバックを面談または書面により対象教員に通知する。

#### (評価結果の運用)

第7条 対象教員は、評価結果を自己の教育研究その他の活動の活性化及び質の向上のために活用する。

- 2 校長は、評価結果を次の各号に掲げる事項の運用に反映させることができる。

- 一 昇任
- 二 特別昇給
- 三 勤勉手当の成績率
- 四 教員顕彰の推薦
- 五 その他校長が特に必要と認めたことなど

#### (面談等)

第8条 校長は、必要に応じて、対象教員に資料の提出を求め、面談等を実施することができる。

#### (評価結果の公表)

第9条 教員評価の結果については、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

#### (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和6年2月8日から施行する。